

# 4月1日～ 埼玉県では 自転車保険への加入が 義務になります!



問い合わせ／道路課交通担当(内線3219)

近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で相次いでおり、自転車事故に対する社会的な責任の重みが増している状況にあります。こうした中、自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車利用者等の自転車損害保険などへの加入義務化及び学校等における保険加入確認の努力義務を規定しました。本市では、平成29年中の自転車の事故は、平成28年中より11件増加しています。もしもの場合に備え保険に加入しましょう。

自転車利用者	県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります ※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
自転車を利用する事業者	業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります ※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外
自転車貸付業者	レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります
自転車販売店・学校	自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が努力義務になります



## 自転車保険の加入状況を チェック!

➡ はい    ➡ わからない    ➡ いいえ

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか ※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか  
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります

すでに自転車保険に加入しています

保険証券を用意のうえ、加入している保険会社にご確認ください

自転車保険への加入が必要です

## ●事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧●

〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 済	全労済、市民共済など	
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険	

〈業務中での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

